

独立行政法人 情報処理推進機構

平成24年度計画

独立行政法人 情報処理推進機構

目次

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためと るべき措置	1
1. ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化 ～誰もが安心してITを利用できる経済 社会を目指した未然防御策等の提供～	1
1-1. 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策	1
1-2. 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発	3
1-3. 情報セキュリティ分野における国際協力の推進	3
1-4. 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化	4
1-5. 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備	5
2. 情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進 ～信頼性の高いソフ トウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～	7
2-1. 「見える化」をはじめとするエンジニアリング手法によるITシステムの信頼性確保	7
2-2. 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供	8
2-3. 海外有力機関との連携の強化	9
2-4. 新たな技術動向等に対応したソフトウェアエンジニアリング手法の検討	10
2-5. 戦略的な検討体制の構築と運営の効率化	11
2-6. 政府・地方自治体等の情報システム調達の公平化、効率化の支援	11
2-7. 公開情報及び共通化された環境の国際標準化、普及の推進	12
3. IT人材育成の戦略的推進 ～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用する 人材育成手法等の普及～	14
3-1. IT人材育成への総合的な取組み	14
3-2. 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成	14
3-3. ITのグローバル化への人材面での対応	16
3-4. 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備	16
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	18
1. PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し	18
2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営	18
3. 戦略的な情報発信の推進	19
3-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)	19
3-2. 戦略的広報の実施	19
4. 業務・システムの最適化	20
5. 業務経費等の効率化	20
6. 総人件費改革への取組み	20
7. 調達の適正化	20
8. 機構のセキュリティ対策の強化	21
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	21

1. 自己収入拡大への取組み	21
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	21
3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター).....	21
4. 債務保証管理業務	22
IV. 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画.....	22
1. 予算（別紙参照）	22
2. 収支計画（別紙参照）	22
3. 資金計画（別紙参照）	22
V. 短期借入金の限度額.....	23
VI. 重要な財産の譲渡・担保計画	23
VII. 剰余金の使途.....	23
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	23
1. 施設及び設備に関する計画	23
2. 人事に関する計画	23
3. 中期目標期間を超える債務負担	24
4. 積立金の処分に関する事項	24
別紙	25
別紙1 予算	25
別紙2 収支計画	30
別紙3 資金計画	35

独立行政法人 情報処理推進機構 平成 24 年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人 情報処理推進機構（以下、「機構」という。）の平成24年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化 ～誰もが安心してITを利用できる経済社会を目指した未然防御策等の提供～

1-1. 情報システムに対する脅威へのプロアクティブな総合的対策

(1-1-1) ウイルス等の脅威への対応

- (1) 急速に変化しつつある脅威を的確に把握するとともに、悪意あるサイト等の情報を積極的に収集・分析し、広く国民一般に対し、傾向や対策等の情報提供を行うため、以下の事業を実施する。
- ① 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行い、定期的に受付状況を公表する。
 - ② 急増するスマートフォン向けウイルスやパソコン向け新種ウイルス等を入手し解析を行い、対策情報発信に活用するとともにデータを蓄積し、対策の策定等のバックデータとして役立てる。
 - ③ 様々なOSのスマートフォン向けウイルスやMac向けのウイルス、その他Windows向けの未知のウイルス、及び不審サイト等の安全な解析・検証環境を整備する。本環境を日々の情報セキュリティ相談対応や調査・研究活動の中で活用することで、情報の収集及び蓄積、情報発信活動に役立てる。
 - ④ スマートフォンがどのようなウイルス等の脅威にさらされる可能性があるかを調査するとともに、その成果を可視化できる環境の構築を実施する。
 - ⑤ ウイルスやウェブ攻撃等に関する情報の収集及び提供を行うシステムを運用する。
- (2) 暴露型ウイルス等が原因である、ファイル共有ソフトを介した情報漏えいに関する対策立案及び普及・啓発活動を実施する。
- (3) パソコン利用者などから機構に寄せられる情報セキュリティ関連相談や問い合わせについて、業務の合理化、効率化を行いつつ対応するとともに情報を蓄積し、対策の策定等のバックデータとして役立てる。特に特定の企業や組織を狙った標的型攻撃メール情報が寄せられた場合は、個別に特別な分析を実施する。
- また、日々の情報セキュリティ関連インシデントのニュースを収集するとともに蓄積し、対策の策定等のバックデータとして役立てる。

(1-1-2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- (1) 情報システムの脆弱性に対して、関係者と連携を図りつつ脆弱性対策を促進するため、以下の普及・啓発活動を行う。
- ① 経済産業省の告示に基づき、脆弱性関連情報の届出受付を行い、定期的に受付状況を公表するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をウェブサイト運営者、ソフトウェア製品開発者に提供し、脆弱性対策を促進する。

- ② 脆弱性対策を普及・啓発するための資料を定期的に公開する。
- ③ 情報システムの脆弱性に対して、プロアクティブに脆弱性を検出する活動及び、脆弱性検出技術の普及・啓発活動を行う。
- ④ 情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ¹に関して、脆弱性関連情報をより確実に利用者に提供するため、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」等により制度の課題の抽出及び対応策を検討し、その結果を公開する。
- ⑤ 情報システムの利用者及び開発者等による脆弱性対策のより確実な実施を促進するため、機構がこれまでに整備したツール・データベースの機能強化等を行う。
- ⑥ 脆弱性対策を促進するために機能強化、新規開発した以下のツールについて、利用の促進を図るため、普及・啓発活動を継続して実施する。
 - ウェブサイトの脆弱性検出ツール「iLogScanner」
 - TCP/IPに係る既知の脆弱性検証ツール
 - SIPに係る既知の脆弱性検証ツール
 - 脆弱性体験学習ツール「AppGoat」
- ⑦ 脆弱性関連情報を利用者やサーバ管理者等に確実に展開するため、「MyJVN」(脆弱性対策支援ツール)の機能拡張を行う。

(2) 自動車に含まれるソフトウェアを活用したサービスの増加や、スマートフォンの普及による自動車と外部ネットワークの連携強化を受け、自動車の情報セキュリティ対策の普及に向けて、自動車に関する最新セキュリティ関連活動及び電気自動車に関する情報セキュリティの課題について調査する。

(3) 生体認証の普及に向けて、生体認証の利用事例について追跡調査を行い、長期利用における課題等の分析を継続して実施する。

(1-1-3) 社会的に重要なシステムに関する対策支援

(1) 経済産業省によるサイバー攻撃情報の共有体制「J-CSIP²」の情報ハブとしての体制を整備し、情報共有活動を行う。

(2) 現在策定中の制御システムのセキュリティに係わる国際標準について、わが国としての要求事項等について寄書³を行う。

また、制御システムのセキュリティに係わる評価・認証に関して国際的な連携の実施や、既存規格の翻訳等に着手し、国内製品の認証取得を容易化するための検討を行う。さらに、国内での制御システムセキュリティの評価・認証スキームの構築に着手する。

(3) 制御システムのセキュリティ評価・認証について、ISA関連組織と協力関係の強化等を実施する。

(4) IPA重要インフラ情報セキュリティシンポジウム等を開催し、サービス提供者側のセキュリティ対策の向上等を図る。

(5) 社会インフラ化していくクラウドコンピューティングによるサービス提供に関する情報セキュリティ上の課題について調査を行う。

¹情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ:「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」(平成16年経済産業省告示第235号)の告示に基づいて2004年7月から開始した官民の連携体制の基本枠組み。ソフトウェア製品及びウェブアプリケーション(ウェブサイト)に関する脆弱性関連情報を円滑に流通し、対策の普及を図ることを目的としている。

²J-CSIP(Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan)

³寄書(きしょ):投票時などに、規格案などの技術的内容又はその他表現・表記等に対する意見・修正案を文書で提出すること。

1-2. 中小企業の情報セキュリティ水準の底上げと国民一般への普及・啓発

- (1) 中小企業等の情報セキュリティ対策を支援するための以下の普及・啓発ツールを公開し、中小企業のセキュリティ対策を進める。
- ウェブベースの中小企業向けセキュリティ診断・学習及び支援ツール
 - 情報セキュリティ対策ベンチマークシステム
- (2) 地域の中小企業等が情報セキュリティ対策について身近で相談できる人材の育成を図るとともに、地域の情報セキュリティ啓発のための協力体制を構築する。
- (3) 情報セキュリティについて、地域の中小企業や広く国民に普及・啓発を行うために、以下の事業を実施する。
- ① 機構の教材等が活用された情報セキュリティセミナーが全国25箇所以上で開催されるよう、中小企業団体と連携していく。
また、広く国民一般にセキュリティ対策を周知するため、ポータルサイト等と連携し、更なる啓発活動を実施する。
 - ② 情報セキュリティ対策に関する動画コンテンツの作成を行う。
 - ③ セキュリティ標語・ポスター・漫画コンクールを実施し、小中高校生の情報セキュリティ意識の向上を図る。
 - ④ セキュリティ読本の改訂作業を行う。
 - ⑤ 情報セキュリティに関連する各種イベントに出展し、広く普及・啓発を行う。
 - ⑥ 情報セキュリティに関する普及・啓発資料の配布を行う。
 - ⑦ 官民ボードのポータルサイトを開設し、広く国民一般への情報セキュリティ普及・啓発資料の提供を図る。
 - ⑧ 情報セキュリティプレゼンターシステムの運用を開始し、上記官民ボードのポータルサイトと連携させながら、普及を図る。

1-3. 情報セキュリティ分野における国際協力の推進

- (1) 各国の情報セキュリティ機関等との連携を通じて、情報セキュリティに関する最新情報の交換を行うために、以下の事業を実施する。
- ① 米国国土安全保障省（DHS⁴）等との協力関係をさらに強化する。
 - ② 国際的な連携を基軸とした情報セキュリティ対策を推進するため、米国標準技術研究所（NIST⁵）、欧州ネットワーク情報セキュリティ庁（ENISA⁶）、韓国インターネット振興院（KISA⁷）等の組織との協力関係の充実を図る。

⁴ DHS(Department of Homeland Security)

⁵ NIST(National Institute of Standards and Technology)

⁶ ENISA(European Network and Information Security Agency)

⁷ KISA (Korea Internet & Security Agency)

- ③ 情報セキュリティ分野と関連の深い国際標準化活動である ISO/IEC⁸ JTC1 SC27⁹ が主催する国際会合(年2回)、欧州スマートカード関連団体JILとの年次会合(年2回)、TCG¹⁰リエゾンとして会員会合等へ機構職員を派遣し、活動成果の国際規格への反映を働きかけるとともに、収集した国際規格動向を踏まえ、今後の事業への反映を行う。
- ④ 暗号技術に関する国際的な協力関係の推進を図るため、以下の事業を実施する。
 - PKC¹¹2013、TCC 2013¹²の共催
 - 日韓暗号アルゴリズムとその応用合同ワークショップ(JWCAA¹³)の開催
- ⑤ 情報システム等がグローバルに利用される実態に鑑み、脆弱性対策に関するSCAP¹⁴、CVSS¹⁵等の国際的な標準化活動等に参画し、情報システム等の国際的な安全性確保に寄与する。
- ⑥ 韓国CCRA¹⁶監査に監査人として参加し、CCRA会合において監査結果の報告を行う。
- ⑦ クラウドセキュリティに関して、海外との協調活動を行う。
- ⑧ 自動車や情報家電等の組み込み機器や生体認証機器等を含め、情報セキュリティのグローバルな最新動向を把握するため、国際会議等に機構職員を派遣し、収集した調査情報を今後の事業に反映していく。
- ⑨ 制御システムや重要インフラ分野での情報セキュリティのグローバルな最新動向を把握するため、国際会議等に機構職員を派遣し、収集した調査情報を今後の事業に反映していく。

(2) 情報セキュリティベンチマークのアジア各国への普及及び情報交換を行う。

(3) コモンクライテリア承認アレンジメント(CCRA)会議等へ機構職員を派遣し、認証に関する情報交換を行う。

また、CCRA加盟国の認証機関相互で行われる品質システムの監査への協力や新たな規格策定に向けての国内からのフィードバックを行う等、国際的な品質確保に貢献する。

1-4. 情報セキュリティ対策を支える技術的評価能力の向上、分析機能の強化

(1) CRYPTREC¹⁷の事務局業務を行い、電子政府推奨暗号リスト改訂作業(次期CRYPTREC暗号リスト案を策定)を行う。

また、暗号の世代交代に対応するため、以下の取組みを行う。

- ① 暗号方式委員会の活動を行う。特に、情報システム等のセキュリティ技術の基礎となる暗号アルゴリズムの安全性監視活動を実施する。
- ② 暗号実装委員会の活動を行う。委員会を主催し、暗号技術の実装性能評価の継続を行う。

⁸ ISO/IEC (International Organization for Standardization/ International Electro-technical Commission)

⁹ JTC1/SC27 (Joint Technical Committee 1/ Subcommittee 27)

¹⁰ TCG (Trusted Computing Group)

¹¹ PKC(The International Conference on Practice and Theory in Public Key Cryptography)

¹² TCC (Theory of Cryptography Conference)

¹³ JWCAA (Joint Workshop on Cryptographic Algorithm and its Application)

¹⁴ SCAP(Security Content Automation Protocol): 情報セキュリティ管理の自動化と標準化を規定した仕様・規格。

¹⁵ CVSS (Common Vulnerability Scoring System)

¹⁶ CCRA (Common Criteria Recognition Arrangement)

¹⁷ CRYPTREC(CRYPTography Research and Evaluation Committees): 電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査検討するプロジェクト。

- ③ 暗号運用委員会の活動を行う。委員会を主催し、電子政府推奨暗号の選定のための評価項目、評価基準、選定手法を最終決定し、電子政府推奨暗号リスト改訂案を決定する。
 - ④ CRYPTRECシンポジウム2013を開催し、次期CRYPTREC暗号リストの策定について周知する。
 - ⑤ 電子政府推奨暗号リスト選定の主要な選考条件となる、現リスト掲載暗号及び応募暗号の利用実績調査を実施する。
 - ⑥ 暗号世代交代の普及促進の一環として、一般に入手可能な暗号応用製品・システムの世代交代促進に係わる仕組みを検討する。
- (2) 情報セキュリティに関する脅威・攻撃を分析・評価する機能を強化し、ITを利用する企業や国民に向けた積極的なセキュリティ対策を図るため、以下の取組みを行う。
- ① 新しい攻撃手法等のサイバー脅威に対する分析活動の充実を図り、その成果の積極的な発信を行う。
 - ② 内部者の不正行為を防止するガイドラインを策定する。
 - ③ 情報セキュリティ事象の被害状況に関する調査を実施する。
 - ④ 情報セキュリティの脅威に対する意識調査を実施する。
 - ⑤ 暗号の専門家ではない方々（IT部門管理職/アドミニストレータ/システム構築者、一般ユーザ）を対象に、情報（個人情報や機密情報など）の管理に関して暗号化などのセキュリティ対策を行うための基準や具体的対策方法を提示する。
- (3) 技術的評価能力の向上に資するため、関連機関との連携を図りつつ、最新技術動向の情報収集等を行う。
- (4) 社会的要請に応じたセキュリティに関する調査・分析として、以下の事業を実施する。
- ① 情報セキュリティに関するプライバシー調査を行い、アイデンティティ管理関連技術解説の作成、普及を行う。
 - ② 「情報セキュリティ白書2012」の編集、作成、出版及び英語版の作成を行う。

1-5. 社会がよりセキュアな製品・システムを享受できる環境の整備

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度において、制度利用者の視点に立った評価・認証手続きの改善、評価等に関する人材の育成、積極的な広報活動等として、以下を実施する。
- ① 認証を通じ、国内で使用される製品のセキュアな開発環境の整備及びセキュアな製品調達の推進を図る。
 - ② ITセキュリティ評価及び認証制度について、制度関連者（調達者・開発者等）からのITセキュリティ評価及び認証制度への要望や改善などを踏まえ、以下の取組みを行う。
 - i. 費用対効果を勘案した上で、必要な制度や運営の改善を行い、ITセキュリティ評価及び認証制度の利用の拡充を図る。
 - ii. 認証業務完了から認証書発行までにかかる期間の短縮に努め、機構内での処理期間を40日（就業日ベース）以内とすることを目指す。
 - ③ 制度利用の促進と効率化のため、以下の取組みを行う。
 - i. 技術者育成のための認証制度紹介、技術的解説セミナー等の講座を開催し、ITセキュリティ評価及び認証制度のより一層の普及を促進する。
 - ii. 開発者がコモンライテリアに則ったセキュア開発の自主的なチェックを行えるよう、評価手法の項目ごとの解説書を作成する。
 - iii. 新たな攻撃手法の調査を行う。

- (2) 政府調達等における情報セキュリティの確保に資するため、以下の事業を実施する。
- ① セキュリティ要件確認支援ツールの機能強化を行う。
 - ② MFP¹⁸におけるCPP¹⁹原案の作成を行う。
- (3) 暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP²⁰)について、試験等に関する人材の育成を図るとともに、積極的な広報活動として、以下を実施する。
- ① CMVPとの共同認証に向けてNISTと同等の制度運用環境を整備する。
 - ② JCMVPの制度活用、認証件数の増加に向けて、新たな暗号アルゴリズムの安全性評価を実施する。
 - ③ セキュリティLSI脆弱性評価ツール(Inspector)に関する保守契約を継続する。
 - ④ 暗号モジュール認証制度の認証機関同士の会合を開催する。
 - ⑤ 今後市場が拡大するJAVAカードOSの脆弱性評価能力判定のために開発したJAVAカードOSテストビークルの試行評価及び最適化を実施する。
 - ⑥ 国内での技術的評価能力の向上に資するため、スマートカード、及びJAVAカード評価ツールを購入し、評価環境を整備する。
 - ⑦ 欧州で立ち上がりつつあるカード決済端末のセキュリティ認証をわが国でも導入するために、欧州基準の評価対象を開発して評価者、認証者の能力向上、能力判定に利用する。

¹⁸ MFP(Multi Function Peripheral)：コピー、プリンタ、スキャナ、ファクスの機能が一体になった機器。

¹⁹ CPP(Collaborative Protection Profile)

²⁰ JCMVP(Japan Cryptographic Module Validation Program)：暗号モジュール試験及び認証制度。

2. 情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェアエンジニアリングの推進 ～信頼性の高いソフトウェアを効率的に開発するための手法・ツール・データベース等の提供・普及～

2-1. 「見える化」をはじめとするエンジニアリング手法によるITシステムの信頼性確保

(2-1-1) 高信頼ソフトウェア検証・評価の枠組作り

- (1) ITシステムの信頼性を客観的に検証するための仕組みとして、製品の技術的根拠の妥当性を開発者とは独立した第三者の立場で検証・評価し、一般利用者にも理解できる形で情報提供するための制度（ソフトウェア品質監査制度（仮称））の制度設計を完了し、制度運用の準備を整え、平成25年度からの先行分野での運用開始に備える。

(2-1-2) 高信頼ソフトウェア開発・管理技術

(i) 上流設計の高品質化

- (1) 形式手法の普及を目指し、管理者・リーダー向け及び技術者向けの教材の作成、研修セミナーを実施する。
また、日本語仕様作成への活用等の実践・普及に取り組む。
- (2) モデルベース開発手法、形式手法を使用した、統合システム全体の信頼性を向上させるための設計及び評価手法を整備する。

(ii) 要件定義の高品質化

- (1) 要件定義の一層の品質向上に向け、「機能要件合意形成ガイド」の普及活動を行う。
- (2) 「非機能要求グレード」の拡張に関する検討を継続し、改訂版を作成する。
また、研修用教材を作成するとともに、それをを用いた普及活動を行う。
- (3) 超上流～上流工程における要求・設計の高品質化に関する検討を行う。

(iii) 組込みソフトウェアの高信頼化に向けた設計技術及びテスト技術の高度化

- (1) 組込みソフトウェア開発における設計品質を高めるために、設計作法を事例集にまとめる。
- (2) 組込みソフトウェアの納得できる品質を確保するために、テスト作業に関する考え方と事例を書籍（テスト解説書）にまとめる。

(iv) 高信頼システムの構築・運用対策の推進

- (1) 平成23年度にサービスインした「信頼性自己診断ツールv2.0」の安定したサービス提供を維持するとともに、その普及活動を進める。
- (2) 平成22年度に公開した「重要インフラ情報システム信頼性に関するガイドブック」及び「高信頼性ソフトウェアのための開発手法ガイドブック」、平成23年度に公開した「障害管理の取組みに関する調査報告（仮題）」について、イベントでのパネル出展を行う。
- (3) 国内外の障害管理に関する事業者の取組みの調査結果を分析し、政府機関における障害情報の収集・発信機能のあり方についてまとめる。

(v) プロセス改善

- (1) トップダウン型のプロセス改善手法であるSPEAK-IPAとボトムアップ型のSPINA³CHとを利用者目線から整理し、両者を車の両輪として総合的に利用可能なプロセス改善手法として体系化する。
- (2) プロセス改善推進制度に関し、平成23年度の実証実験の結果などを反映して改訂した「SPEAK-IPA」、及び作成した「プロセス改善推進者及びアセッサ育成ガイド（仮称）」を公開するとともに、プロセス改善推進者やアセッサの育成・認定の仕組みを検討し、それを民間で実施するための調整を行う。
また、セミナー開催や外部講演、イベント出展等を通して、普及活動を進める。
- (3) 「SPINA³CH自律改善メソッド」について、実証実験の結果を反映して改訂するとともに、改訂版の民間活用に関する調整を行う。
また、セミナー開催や外部講演、イベント出展等を通して普及活動を進める。
- (4) ソフトウェア開発プロセスを包括的に規定した「共通フレーム」について、関連する国際標準の状況等に追随した改訂版の作成に向けた検討を継続する。
また、その普及・啓発活動を行う。

(vi) ソフトウェア開発プロジェクトの実態調査と分析

- (1) ソフトウェア開発データの活用によるシステムの信頼性向上等を目指し、過去2年間に収集・分析したデータを取りまとめ、「ソフトウェア開発データ白書」を出版する。
また、ソフトウェアの品質向上という観点で収集項目の見直しを検討するとともに、新たに開発データを収集する。
- (2) 大学等によるソフトウェア開発データ活用の取組みを継続するとともに、その成果の普及を行う。
- (3) ソフトウェア産業全般におけるソフトウェア工学の導入状況や導入効果等、ソフトウェア開発の実態を把握するために「ソフトウェア開発実態把握調査」を実施する。

(2-1-3) ITサービス継続計画の拡充

- (1) 平成23年度に策定したITサービス継続のための実践ガイドの拡充を図るとともに、その普及活動を進める。

2-2. 地域・中小企業のためのシステム構築手法の提供

(2-2-1) 定量的プロジェクト管理手法の普及

- (1) 定量的管理を確実かつ効率的に行うためにメトリクスを体系的に再整理するとともに、検索機能を付加した「定量的管理基盤メトリクス分類表（仮称）」について、セミナー開催等により普及・啓発活動を行う。
- (2) 「ソフトウェア開発データ白書の活用」、「ITプロジェクトの見える化」、「定量的品質予測方法」などの定量的管理手法の普及活動を進める。
- (3) 平成23年度に公開した、定量的管理を効率的に行うための「定量的プロジェクト管理ツール」について、セミナー開催や外部講演、イベント出展等を通して普及活動を進める。

(2-2-2) 組み込みソフトウェア開発技術の普及

- (1) 組み込みソフトウェア向け開発プロセスガイド (ESPR²¹)、組み込みソフトウェア向けプロジェクトマネジメントガイド[計画書編](ESMR²²/ESMG²³)の民間による普及・啓発を支援するために、トレーナーズトレーニング教材を開発・整備する。
- (2) 組み込みソフトウェア向けリファレンスガイド(ESCR²⁴,ESPR,ESMR)のトレーナーズトレーニングを実施し民間移管するとともに、地域団体や業界団体が実施するセミナー等に対し、教材提供・講師派遣を通じた支援を行う。
- (3) 組み込みソフトウェア品質の確実かつ効率的確保のための「バグ管理手法調査・検討部会」を立上げ報告書にまとめて公開する。
- (4) モデルベース開発技術、形式手法等の高信頼設計検証技術に関わる人材育成について地域団体や業界団体が実施するセミナー等に対し、教材提供・講師派遣を通じた支援を行う。

(2-2-3) 広報活動の強化

- (1) 普及・啓発活動実施主体の民間移行を指向しつつ、以下の広報活動を実施する。
 - ①SEC²⁵成果の普及・啓発のためセミナーを開催するとともに、要請に応じて機構職員を講師として派遣する。
 - ②最新動向を紹介するセミナーやシンポジウム等をSEC特別セミナーとして開催する。
 - ③セミナーやイベント等に参加できなかった者や地域の者に対しても、動画ネット配信等により普及・啓発を図る。
 - ④事業成果を取りまとめた書籍を販売する。
 - ⑤事業成果普及のため有効性を考慮しつつ、外部専門展への出展を行う。
 - ⑥ソフトウェアエンジニアリングに関する理解促進及び最新情報の周知のため、「SEC journal」を発行する。
 - ⑦ソフトウェアエンジニアリングの実践的な取組みを推進するために、「SEC journal」への論文投稿の促進に向けた取組みを行う。
 - ⑧運用を開始したiPediaの評価を行い、継続した改善を図る。SEC成果物をはじめとしたソフトウェアエンジニアリングに関する技術情報・成果を利用者視点で体系的に整備し、広く公開する。

2-3. 海外有力機関との連携の強化

(2-3-1) 政府関係機関等との連携

- (1) システム高信頼化技術や安全性の評価認証に関する国際標準化を推進するために、米国標準技術研究所(NIST²⁶)及びフランス原子力・代替エネルギー庁ソフトウェア工学応用研究所(LIST²⁷)等との連携を強化する。

²¹ ESPR(Embedded System development Process Reference)

²² ESMR(Embedded System project Management Reference)

²³ ESGM(Embedded System project Management Guide)

²⁴ ESMR(Embedded System project Management Reference)

²⁵ SEC(Software Engineering Center)

²⁶ NIST(National Institute of Standards and Technology)

²⁷ LIST(Laboratoire d'Integration des Systemes et des Technologies)

(2) ドイツ フラウンホーファ協会実験的ソフトウェア工学研究所 (IESE²⁸) との共同研究のこれまでの成果のまとめとして国内への導入が進みつつある、GQM+ストラテジーについて、一層の普及促進のために利用ガイドなどの取りまとめを行う。

また、米国カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI²⁹)との情報交換を継続して実施する。

(2-3-2) 成果物の国際展開

- (1) 国際標準化の議論が進められているベンチマーキング(ISO/IEC 29155シリーズ)、プロセス評価(ISO/IEC 33000シリーズ)について、平成23年度に引き続き、ソフトウェア開発プロジェクトのデータ収集・分析やプロセス改善等に関するわが国の取組みが反映されるように、SEC成果に基づく提案を進めるとともに、それらの国際規格への反映を目指す。
- (2) 消費者機械の機能安全設計のためのメタモデル標準の国際規格化を目指し、OMG³⁰での活動を継続する。
- (3) 国際協力の一環として、C言語の国際ソフトウェア設計標準規格への対応を行う (MISRA-C³¹)。
- (4) わが国企業のグローバル化対応への支援として、海外拠点等での活用を推進するために、成果物の英訳を実施するとともに、機構が利用目的を事前に確認・審査することを条件として英訳した成果物を一般公開する。

2-4. 新たな技術動向等に対応したソフトウェアエンジニアリング手法の検討

(1) 平成23年度に公開した「日本におけるアジャイル型開発向け契約書案」を経済産業省の「情報システム・モデル取引・契約書」に提案する。

また、セミナー開催や調査報告書の公開などにより、適切な対象へのアジャイル開発手法の導入促進活動を進める。

- (2) 平成23年度調査で明らかになった要求の変化に対応する情報システム構築・運用技術等について、先進的な活用事例を収集し、それら技術等の普及活動を進める。
- (3) SECで取り組む各種事業に反映するために、機構ニューヨーク事務所等を活用し、米国におけるビジネスニーズ・技術の最新動向の定点観測調査を実施する。
- (4) 大学におけるソフトウェア工学分野の研究提案を公募し、選考・採択した研究を支援する。これにより、わが国のソフトウェア工学を振興し、産学連携によるソフトウェア工学の研究促進及びその成果の産業界への移転を促進する。

²⁸ IESE(Institute for Experimental Software Engineering)

²⁹ SEI(Software Engineering Institute)

³⁰ OMG(Object Management Group)

³¹ MISRA-C : MISRA (Motor Industry Software Reliability Association)が開発した C 言語のためのソフトウェア設計標準規格

2-5. 戦略的な検討体制の構築と運営の効率化

- (1) 第二期中期計画の最終年度として、着実に目標を達成することを念頭に委員会を運営する。
- (2) 普及・啓発活動の民間団体への移行に向けた検討・調整を行う。

2-6. 政府・地方自治体等の情報システム調達の公平化、効率化の支援

(2-6-1) 技術参照モデル (TRM³²) の整備

- (1) 平成24年度版TRMを作成し、経済産業省によるパブリックコメントに対応後、経済産業省から発行する。平成24年度版では、平成23年度版に対し、実証実験の成果から洗い出された課題点について改善する。
 - ・ 調達仕様書におけるオープンな標準の活用について、欧州との作業結果を踏まえた選定指針
 - ・ 自治体委員からの意見の反映
- (2) TRMの現場での活用を促進するため、仕様書作成をサポートする形態での提供を開始する。(Webアプリ化を想定)
- (3) TRMを活用した仕様書作成の実際について、講習会を実施する。
- (4) 平成22年度版TRMの内、追加部分である役務調達に関する記載事項の効果について実証的評価を行う。

(2-6-2) 標準技術の評価手法の確立及び評価

- (1) 「情報システムの相互運用性を拡大するために適した技術標準」をリストアップするための評価基準の策定について、欧州委員会情報科学総局下のISA³³及び欧州各国の情報システム調達関係機関と協調して進める。
 - ・ ISAとの実務者会合 (平成24年6月,10月予定)
 - ・ Standardization Forum会議 (平成24年5月,11月予定)
- (2) 欧州Qualipsoネットワーク³⁴の一員として、以下の作業を実施する。
 - ・ OSS評価ツール公開サイトの運用
 - ・ OSS評価ツールの改良
 - ・ OSS評価に係るセミナーの実施
 - ・ 琉球ソフトウエアビジネス支援センターと連携し、評価結果を格納するデータベースの拡充に協力する。
- (3) 経済産業省告示に基づく「連携プログラム技術評価制度」について、評価結果の公開、質問等への対応を行うとともに、申請受付、評価作業を実施する。

³² TRM(Technical Reference Model)

³³ ISA(Interoperability Solutions for European Public Administrations) : 情報科学総局下の IDABC: Interoperable Delivery of European eGovernment Services to public Administrations, Businesses and Citizens から、政府情報システムの相互運用性拡大に係る業務を引き継いだ組織 (2010 年 1 月発足)。

³⁴ 欧州委員会予算(情報社会メディア総局)による 4 年半(2006 年~2011 年,10M ユーロ)の調査・研究プロジェクトである QualiPSO (Quality Platform for Open Source Software) の成果普及を目的として設立。各国の OSS 支援機関が連携し、OSS 支援を推進する国際組織。欧州各国、ブラジル、中国、日本が加入。

(2-6-3) 文字情報基盤の整備

- (1) IPAフォント、IPAmjフォント（文字情報基盤整備事業の成果物）の配布とメンテナンスに関連した以下の事業を行う。
 - ・ 利用者等からの質問への対応
 - ・ バグ修正（OSSオープン・ラボ上のツールを活用）
 - ・ フォント配布システム、漢字データベースの運営（OSS iPedia を活用）
 - ・ 各省庁、自治体と連携した文字情報基盤活用ガイドラインの策定
- (2) 文字情報基盤の整備として、文字情報一覧表へのメタデータの充実、追加文字の作成を行うとともに、符号化が未達の文字について、その標準化提案作業を行う。
- (3) 文字情報を配信するための分散型の文字情報基盤データベースの設計と構築に着手する。
- (4) 「文字情報基盤Web実証実験の実施」
 - ・ IPAmjフォントのプロモーション、大規模文字セットの取り扱いに係る技術の実証、及び技術的課題の抽出を目的とし、一般国民が多様な文字に触れてみることのできるWebサイトを開発し、運用する。
- (5) 「文字情報基盤自治体実証実験の実施」
 - ・ 地方自治体と企業が共同で、地方自治体業務システム上にIPAmjフォントを適用し、コード変換、異体字入力、表示を行うプロトタイプシステムを用いた実証実験を実施する。

(2-6-4) 政府・地方自治体等の情報システム調達の現状の把握

- (1) 地方自治体における情報システム基盤の現状と方向性について、以下の観点で調査を行う。
 - ・ TRM普及の観点による地方自治体の情報システム調達の状況の過去実績との対比
 - ・ 文字情報基盤普及の観点による地方自治体の情報システムの状況把握
 - ・ セミナーの実施
 - ・ 災害対応PJでの検討結果を踏まえ、災害に強い情報システムの在り方についての報告書をまとめ、公開する。

2-7. 公開情報及び共通化された環境の国際標準化、普及の推進

(2-7-1) Rubyの国際標準化

- (1) ISO標準となったRuby言語仕様について、ISO化作業の過程で修正のなされた部分のJIS標準へのフィードバックを行う。
- (2) 島根県に設立された財団法人（平成23年7月発足）へJIS標準メンテナンス作業を移管するとともに、そのサポートを行う（機構職員による質問への対応、情報規格調査会との連携業務等）。

(2-7-2) 共通化されたプラットフォームに係る国際標準化の検討

- (1) ソフトウェア・トラスト・チェーンに係る標準化検討

JTC1 SC22で提案された「ソースコード電子署名」の標準案、SC7で検討されている「ソフトウェアへのタグ付け」標準案など、各所で芽の出ている技術標準案を横断的に検討し、「プロジェクトからバイナリ」までのソフトウェア信頼性の鎖を構築する手法について検討する。

- ・ 関係業界を集めたWGの運用
- ・ JISC³⁵と連携し、情報技術に係る国際標準化の戦略的、効率的推進体制について検討
- ・ ワークショップの実施

(2) オープンデータに係る標準化の検討

- ・ 政府や民間で蓄積された大規模データをリアルタイムに提供し、他から「ビッグデータ」として再利用することを可能とする技術・制度的枠組みについて検討する。
- ・ 蓄積したデータを相互に取引可能とするために必要となる技術の標準化について検討する。

(2-7-3) 文字情報基盤に係る国際標準化作業及び検討

(1) 文字情報基盤整備事業の成果を踏まえ、これを国際標準化として展開するため、以下の事業を実施する。

- ・ IPAmjフォントに登録された文字の異体字番号のISOへの登録
- ・ 新旧の情報システム間における異体字を含む文字の情報交換についての手順の検討

(2-7-4) OSS普及基盤の整備と国内外の連携

(1) OSS iPedia、オープン・ラボについて、ソフトウェアの定期更新等を行い、サーバを安定運用する。

(2) サービス検討WG、リーガルWGを運営し、公開中のコンテンツの品質管理、質問対応等を行う。

(3) 北東アジアOSS推進フォーラム全体会合（日本開催予定）のサポートを行う。

(2-7-5) 機構の標準化活動に係る戦略検討

(1) 機構における国際標準化業務を戦略的に推進するため、機構内各部署において同業務に携わる職員による定期的な連絡・調整等を行う。

³⁵ JISC (Japan Industrial Standard Committee) : 日本工業標準調査会

3. IT人材育成の戦略的推進 ～スキル標準と情報処理技術者試験を駆使したグローバルに通用する人材育成手法等の普及～

3-1. IT人材育成への総合的な取組み

(3-1-1) IT人材育成に関する総合的な施策の推進等

(1) わが国情報システムの発展を踏まえ、ITベンダ及びITユーザにとって必要な高度IT人材像についての検討を行うとともに、ITベンダ及びITユーザ等で構成する「IT人材育成審議委員会」等を開催（年度内2回程度）し、開発ツールの効果的な提供、IT人材育成に関する政策提言を含めた総合的な施策等についての検討を行う。

また、上記委員会と併せ、IT関連産業団体（JISA³⁶、JUAS³⁷、CSAJ³⁸、JEITA³⁹等）、中小企業支援団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等）、ITコーディネータ協会及び教育界等との連携を強化し、ニーズに対応した以下の検討を行う。

- ① 中小を含む全国のITベンダやITユーザに対し、機構の事業活動による効果や成果の利活用促進に関する調査・分析を行い、効果的な取組みを検討する。
- ② IT人材を巡る国内外の市場動向等に関する調査・分析を行い、その調査結果とIT人材育成施策との関連等を取りまとめた「IT人材白書2013」を作成するとともに、その他ニーズに合った情報発信を行う。

(2) 地域・中小企業のIT化に寄与すること目指し、地域・中小企業のニーズに応じて、IT人材育成本部における多様な成果（ITスキル標準、産学連携プログラム、未踏事業等）のみならず情報セキュリティやソフトウェアエンジニアリング等も含めた成果を普及するため、個々の部署で行う広報活動と連携し、組織横断的に整合性を意識した広報活動を検討し、効果的、効率的な取組みを推進する。

(3) 地域におけるIT人材の育成を促進するため、情報関連人材育成事業を行う地域の関係機関と連携して、IT人材施策の地域展開を図る。特に新事業支援機関との連携によるライブ型及びオンデマンド型eラーニング研修などの地域のニーズにあった研修事業を推進する。

3-2. 産業競争力を強化するための高度IT人材の育成

(3-2-1) 共通キャリア・スキルフレームワーク、スキル標準の拡充及び普及

- (1) 平成24年3月に公表した、共通キャリア・スキルフレームワーク（第一版・追補版）をベースに、3スキル標準の有効活用を加速させる目的で、導入テンプレートの作成とその実証を行う。
- (2) 変化するIT技術者のニーズにスキル標準を対応させる目的で、スキル標準の適応領域の拡大を検討する。
- (3) ITスキル標準、情報システムユーザースキル標準の普及・定着化を図るため、引き続きセミナーの開催等を行う。

³⁶ JISA(Japan Information Technology Service Industry Association)：一般社団法人 情報サービス産業協会

³⁷ JUAS(Japan Users Association of Information Systems)：社団法人 日本情報システム・ユーザー協会

³⁸ CSAJ(Computer Software association of Japan)：一般社団法人 コンピュータソフトウェア協会

³⁹ JEITA(Japan Electronics and Information technology Industries Association)：一般社団法人 電子情報技術産業協会

- (4) 経営戦略及び産業構造の変化に対応した人材育成を促進するため、中小ITベンダ企業を対象に人材育成表彰を引き続き行う。

(3-2-2) プロフェッショナル・コミュニティの強化等

- (1) IT技術者の専門力を高めるよう、高度IT技術者の育成方法を検討する。
- (2) プロフェッショナル・コミュニティの情報共有のため「IPAプロフェッショナルコミュニティフォーラム2012（仮称）」を開催する（平成24年7月予定）。

(3-2-3) 情報処理技術者試験の円滑な実施と試験の普及・定着化

- (1) 平成24年度情報処理技術者試験として春期試験（4月）、秋期試験（10月）及びCBT方式によるITパスポート試験（随時）を実施する。その際、情報技術の進歩・変化を反映しつつ、共通キャリア・スキルフレームワークに準拠した試験問題の作成及び採点等を行うほか、民間競争入札により決定した民間事業者と緊密に連携し、着実に試験業務を実施する。

また、受験者、産業界や教育界の要望・意見に基づいたPDCAサイクルの実践を継続し、試験の運用等の改善を図り、試験の利用価値の向上に努める。

- (2) 広報活動の産業界・教育界への働きかけを強化し、情報処理技術者試験、特にITパスポート試験の更なる普及・定着を推進する。
- (3) 産業界や教育界におけるIT教育に資するよう、共通キャリア・スキルフレームワークの変更や情報技術の進展を踏まえた出題範囲やシラバスの改訂を行う。

(3-2-4) 実践的なIT教育を実施する産学連携体制基盤の構築支援

- (1) 産学連携による実践的なIT人材育成実施を支援するハブとして活動する。
- ① 大学や企業、団体間の意見や情報交換等を通じて産学連携による実践的教育講座に関するノウハウを共有化し、広く提供する。
 - ② 地域において産学プラットフォーム運用に積極的な団体との連携を図る。なお、地域において連携する団体の検討対象には、地域ソフトウェアセンターを含めるものとする。
 - ③ 汎用的教育コンテンツを広報・提供・ブラッシュアップ及び新規開発するとともに、講座で実施され、得られたノウハウ等を収集する。
- (2) 産学連携によるIT人材育成に関する広報・調査活動
- ① 実践的IT教育講座のノウハウ蓄積のためのコミュニティ活動や実践的IT人材教育実施のためのコンテンツ基盤拡充等につき、シンポジウム、セミナー等の講演活動やパンフレット配布を通じて公開する。
 - ② IT人材育成iPediaを運用し、また掲載コンテンツの見直し等により、産学連携によるIT人材育成関連に関する情報発信を図る。
 - ③ 産学連携による実践的IT教育の普及に必要な情報等の把握については、前年度調査の結果を踏まえ、調査方法・内容・対象などを検討する。
- (3) IT業界、IT技術者の魅力醸成活動
- ① 中等教育機関向けのIT魅力醸成のための広報ツールを制作し、関係者に対して広報する。
 - ② 実践的IT教育講座の教育効果を測るための指標を検討する。

3-3. ITのグローバル化への人材面での対応

(3-3-1) スキル標準の国際展開

- (1) アジア諸国におけるスキル標準の導入・普及を図るため、相手国の要請に基づいて情報交換、講演等を実施する。
- (2) 欧州における標準会議へ参画するとともに、産業の状況を把握する。

(3-3-2) 情報処理技術者試験のアジア展開

- (1) ITPEC⁴⁰責任者会議の開催、新たに相互認証を希望する国への対応等を通じて、情報処理技術者試験のアジア各国相互認証の維持・発展を図る。
また、更新したアジア試験運用システムの導入支援を実施し、新システムへの円滑な移行を図る。
- (2) アジア共通統一試験の普及・定着のため、次の取組みを実施する。
 - ① 試験問題作成、ITPEC問題選定会議の開催、わが国の試験問題等の翻訳、精査等を通じて、試験のレベルの維持を図る。
 - ② わが国の試験制度に準拠したアジア共通統一試験の紹介、情報処理技術者試験の活用事例紹介等について、ITPEC参加国等においてセミナー等を行う。

(3-3-3) 国際標準化への対応

- (1) ソフトウェア技術者認証のガイドを作成するISO/IECのプロジェクトに参加・協力し、ソフトウェア技術者認証の国際標準化を目指す。
- (2) 2012年にISO21500として発行予定のプロジェクトマネジメントの国際標準についてシンポジウム等により広報する。

3-4. 突出したIT人材の発掘・育成と活躍できる環境の整備

(3-4-1) 未踏IT人材発掘・育成事業と若年層に対する集中的な教育プログラムの実施

- (1) 25歳未満の枠で「未踏IT人材発掘・育成事業」の公募を実施し、突出した若い人材の発掘・育成を行う。
特に優れた人材を「スーパークリエータ」として認定する。
また契約形態、未踏支援後の活躍の場（出口）拡充の検討を行う。
- (2) セキュリティ・キャンプの取組を「セキュリティ・キャンプ実施協議会」と協働して実施し、若年層の情報セキュリティ人材の発掘・育成等を行い、裾野の拡大を図る。
また、企業との交流、フォローアップ等の活動を行う。

(3-4-2) 突出したIT人材発掘・育成事業の戦略的PRと人的ネットワークの拡充

- (1) 未踏事業、スーパークリエータ、セキュリティ・キャンプの活動状況を冊子の配布、IT系Webサイト等の掲載等を通じ広くPRする。

⁴⁰ ITPEC (IT Professionals Examination Council) : アジア共通統一試験協議会

- (2) 未踏事業、セキュリティ・キャンプ事業で輩出した人材間の交流のみならず、企業トップを巻き込んだネットワーク形成の拡充を図る。
- (3) 未踏事業、セキュリティ・キャンプ事業で輩出した人材の活用基盤とするため、これまで発掘・育成した人材の開発成果等を取りまとめたデータベースの本格運用を開始する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直し

- (1) 24年度計画を着実に実施するため、上期終了時点において事業の進捗状況の把握を行うとともに、それを踏まえた「平成24年度下期実行計画」を策定する。
また、予算の適切な執行に向け、「中間仮決算」を実施する。
- (2) 機構に設置した各種審議委員会による事業評価や有識者・利用者に対するヒアリング(100者以上)等を行い、その結果を事業運営に反映させる等、PDCAサイクル継続して実践する。
- (3) ソフトウェア等の開発成果についても、第一期中期目標期間で終了した事業を含め、フォローアップ調査を実施する。
- (4) 機構について、監査法人による外部監査の外に、監事監査や監査室による監査を実施する。監査室監査については、平成24年度「監査計画」に基づき、昨年度を中心とする監査結果に対するフォローアップ監査を実施するとともに、ITセキュリティ認証業務に関する監査、暗号モジュール認証業務に関する監査等の業務監査を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

2. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- (1) PDCAサイクルに基づく継続的な業務運営の見直しの結果を業務に反映させるとともに、ITを巡る内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制に向けて不断の見直しを図る。
- (2) 行政改革における人件費削減の要請に応えつつ、限られた人員で効果的・効率的に事業を実施するため、相乗効果をもたらすような部署間連携の強化を図るとともに、課題解決に対応した最適な組織体制を柔軟に整備する。
また、産学の外部専門家が自主的に参加するワーキンググループ、タスクフォースの活用や、外部コミュニティ等との連携を強化する。
- (3) 平成22年の行政刷新会議に基づいて閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、機構内の各部門が行う事業を見直し、今後の事業活動等の課題について検討を行う。
- (4) 職員の中長期的な育成のため、キャリアステップに応じた階層別研修、高度な専門知識や実践的スキルを習得させるテーマ別研修等を実施する。
また、担当業務上の必要性を勘案し、専門的な能力の向上のための研修へも職員を参加させる。
その他、職員の説明能力向上と職員間の知識の共有を目指した「1hourセミナー」を適宜、実施する。
- (5) 機動的・効率的な組織及び業務の運営を目指し、職場環境の改善等を行う。
- (6) 業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定にあたっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。

- (7) セキュリティセンターとIT人材育成本部とが協力して、現状の情報セキュリティ人材の不足に対応し、機構の様々な施策ツールを活用して、人材育成を推進する。

3. 戦略的な情報発信の推進

3-1. ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)

- (1) 機構ニューヨーク事務所を活用し、米国におけるITの最新動向の把握に努める。

また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング、IT人材育成、国際標準等の各分野における個別テーマに関する調査や各種実態・動向調査等の統計的調査を実施し、内外の情報を収集、分析するとともに、積極的な情報発信を実施する。

- (2) 機構と関連ある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催し、ユーザニーズやIT関連の市場動向の把握に努める。
- (3) 最先端の分野における知見を高めるため、専門家を招いた勉強会等を定期的に開催する。
- (4) 海外関係機関との共同事業や委託調査、意見交換等を行い、連携強化を図る。

また、関連分野の国際会議への積極的な参加等を通じ、国際的な情報発信及び最新情報の収集に努める。

- (5) 新たなIT技術の潮流を捉え、機構の数年後の活動領域を検討するため産学官の有識者から構成される研究会を開催する。同研究会において機構として重点的に取り組むべき技術的な課題を整理する。

3-2. 戦略的広報の実施

- (1) 各事業の内容及び成果の特徴、対象等を踏まえた平成24年度年間イベント計画を策定する。イベント等の開催にあたっては、常にその効果をアンケート等で確認し、その結果を平成25年度の年間イベント計画策定に反映させる。

- (2) 機構ウェブサイトのコンテンツの充実を図り、有益かつ迅速な情報提供に努める。

また、事業成果の主要なものについては、遅滞なくウェブサイトに掲載する。

- (3) 事業案内パンフレット、「ツール&データベースカタログ」を最新の情報に更新する。
- (4) 国際的な視点に立ったITの最新情報を発信し、わが国全般のIT力向上に資することを目的として内外の有識者による講演等によって構成する「IPAグローバルシンポジウム2012」(平成24年5月24日)及び機構の事業成果発表を中心とする「IPAフォーラム2012」(平成24年10月下旬予定)を開催する。

また、情報セキュリティ、ソフトウェアエンジニアリング等各専門分野について、機構主催による講演、セミナーを開催に加え、外部イベントを活用し、積極的に事業成果を普及する。

- (5) 報道関係者向け説明会等や個別取材対応を積極的に行うほか、成果内容に関する解説等の記事寄稿に取り組み、機構及び事業成果の認知度向上に努める。

- (6) 機構の行う公募、入札、イベント・セミナー情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行うとともに、毎月の事業成果について、「情報発信」として広報する。メーリングリストの登録者数については、常に40,000件以上となるよう、配信内容の一層の充実を図る。ウェブサイトは発信情報の質的向上を目的としてコンテンツ管理システムの導入を図るとともに、内容の充実、情報発信の強化を推進する。

(7) 動画共有サイト等外部サービスを活用し、より広範な事業成果の普及を図る。

4. 業務・システムの最適化

- (1) 平成23年度に引き続き、管理すべき財務関連情報の整理及び責任の所在等の明確化に取り組み、業務処理の一貫性、透明性の確保に努める。
- (2) 業務実施、業務の引継ぎ、内部統制等に活用されるべき業務マニュアルの拡充と関連部門への周知を行う。業務マニュアルの整備にあたっては、審査・登録、台帳管理、周知・啓発、質問・改善要求対応、自己点検等を行う全体的な体制を構築して実施する。
- (3) クラウドコンピューティングの外部資源を活用した拡張性を考慮しつつ、高可用性の実現とシステム資源の有効活用を主たる目標として、基幹業務システムや個別業務システムの資源活用に関する全体最適化を進める。
- (4) 平成24年度情報処理技術者試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)及びITパスポート試験(随時)の円滑な実施に必要な試験システムやCBTシステムを安定的に運用する。

5. 業務経費等の効率化

- (1) 厳密な予算執行管理を継続して実施し、適正な執行を図る。運営費交付金を充当して行う業務においては、第二期中期目標期間中、一般管理費(人事院勧告を踏まえた給与改定分、退職手当を除く。)及び業務経費(新規分、拡充分を除く。)について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行う。

6. 総人件費改革への取り組み

- (1) 総人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)」に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、平成17年度比6%以上の削減(競争的研究開発費等の受託事業に係る人件費を除く。)の着実な実施を図る。
- (2) 給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を引き続き公表する。

また、給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や状況を公表する。

7. 調達の適正化

- (1) 契約事務マニュアル、入札説明書ひな型等を随時改訂し、事務処理の一層の標準化・効率化を図る。

また、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続きの適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募)により調達を行うとともに、その取り組み状況を公表する。

他方、財務部内における情報共有を一層推進し、契約相談窓口と契約担当者間、さらには各本部担当者間での事務処理の正確性を担保する。

- (2) 随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
- (3) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募について、契約監視委員会及び監事等による監査を受けるものとする。

8. 機構のセキュリティ対策の強化

- (1) 職員教育、自己点検等を通じ、各部門の業務遂行において情報セキュリティ基本規程及びそれに基づく情報セキュリティ対策基準が遵守されるよう、徹底を図る。
- (2) 情報セキュリティ対策実施手順等の充実を図るとともに、情報漏えい防止等を目的とするシステム機能強化を行う。

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 自己収入拡大への取組み

- (1) ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。
- (2) 機構主催のセミナー、印刷製本物及び出版物等については、引き続き適切な受益者負担を求めていく。

2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

- (1) 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

3. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握するため、決算ヒアリング等を行うとともに、適宜、指導・助言を行う。
- (2) 地域ソフトウェアセンターの支援要請に基づき、経営コンサルタント及び教育研修コンサルタントを現地に派遣する。
- (3) 地域ソフトウェアセンター間の情報交換の場である地域ソフトウェアセンター全国協議会での意見交換、機構の活動内容の紹介等を通じ、地域ソフトウェアセンターの活性化を図る。

また、各地域ソフトウェアセンター間及び機構との広域ポータルサイトを活用して、IT人材育成関連情報の提供を行う。

4. 債務保証管理業務

- (1) 残余の保証債務の管理については、保証先への往訪や代表者との面談並びに決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

IV. 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（別紙参照）

- 総表（別紙 1 - 1）
- 事業化勘定（別紙 1 - 2）
- 試験勘定（別紙 1 - 3）
- 一般勘定（別紙 1 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 1 - 5）

2. 収支計画（別紙参照）

- 総表（別紙 2 - 1）
- 事業化勘定（別紙 2 - 2）
- 試験勘定（別紙 2 - 3）
- 一般勘定（別紙 2 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 2 - 5）

3. 資金計画（別紙参照）

- 総表（別紙 3 - 1）
- 事業化勘定（別紙 3 - 2）
- 試験勘定（別紙 3 - 3）
- 一般勘定（別紙 3 - 4）
- 地域事業出資業務勘定（別紙 3 - 5）

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額(15億円)の範囲内で借入を行う。

VI. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし

VII. 剰余金の使途

平成24年度で各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度の後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ ソフトウェアの安全性・信頼性向上に関する業務等の充実
- ・ 短期の任期付職員の新規採用
- ・ 人材育成及び能力開発研修等
- ・ 広報、成果発表会等
- ・ 情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

- (1) 人事異動等人材の流動化を促進することで、適材適所の任用を図る。
- (2) 新卒採用について、広報メディアの活用により、より優秀な人材の採用に努める。

3. 中期目標期間を超える債務負担

- (1) 中期目標期間を超える債務負担については、情報処理技術者試験業務等において当該業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4. 積立金の処分に関する事項

- (1) 主務大臣の承認を受け第一期中期目標期間の最終事業年度より繰り越した積立金については、承認の範囲内において情報処理技術者試験の制度改正等に係る経費の支出及び第一期中期目標期間中に自己収入財源で取得し第二期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却費等に要する費用に充てることとする。

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算（総表）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	3,876
業務収入	3,411
その他収入	59
計	7,345
支出	
業務経費	8,350
一般管理費	1,750
計	10,099

〔人件費の見積り〕

平成24年度には1,500百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙 1 - 2

予算（事業化勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	0
計	0
支出	
業務経費	0
一般管理費	0
計	0

〔人件費の見積り〕

平成24年度には0百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1 - 3

予算（試験勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
業務収入	3,365
その他収入	8
計	3,373
支出	
業務経費	2,365
一般管理費	771
計	3,136

〔人件費の見積り〕

平成24年度には444百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1 - 4

予算（一般勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
収入	
運営費交付金	3,876
業務収入	47
その他収入	50
計	3,972
支出	
業務経費	5,985
一般管理費	978
計	6,963

〔人件費の見積り〕

平成24年度には1,056百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金（法定福利費を除く。）等に相当する範囲の費用である。

別紙 1 - 5

予算（地域事業出資業務勘定）

（単位：百万円）

区別	金額
収入 その他収入 計	 0 0
支出 計	 -

別紙2 収支計画

別紙2-1

収支計画（総表）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	7,337
業務費用	5,380
一般管理費	1,773
減価償却費	185
収益の部	
経常収益	7,313
運営費交付金収益	3,876
業務収入	3,409
その他収入	0
資産見返負債戻入	28
財務収益	58
純利益（△純損失）	34
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	34

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙 2 - 2

収支計画（事業化勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	0
業務費用	0
一般管理費	0
収益の部	
経常収益	0
業務収入	0
純利益（△純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	0

別紙2-3

収支計画（試験勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	3,347
業務費用	2,388
一般管理費	794
減価償却費	164
収益の部	
経常収益	3,373
業務収入	3,365
その他収入	0
資産見返負債戻入	8
財務収益	8
純利益（△純損失）	34
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	34

別紙2-4

収支計画（一般勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	
経常費用	3,990
業務費用	2,992
一般管理費	978
減価償却費	20
収益の部	
経常収益	3,940
運営費交付金収益	3,876
業務収入	44
その他収入	0
資産見返負債戻入	20
財務収益	50
純利益（△純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	0

別紙 2 - 5

収支計画（地域事業出資業務勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
費用の部	-
収益の部	
財務収益	0
純利益（△純損失）	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	0

別紙3 資金計画

別紙3-1

資金計画（総表）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	14,076
業務活動による支出	7,106
投資活動による支出	2,993
翌年度への繰越	3,976
資金収入	14,076
業務活動による収入	7,352
運営費交付金による収入	3,876
業務収入	3,411
その他収入	65
投資活動による収入	2,991
当年度期首資金残高	3,733

〔注記〕

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙3-2

資金計画（事業化勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	1
業務活動による支出	0
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
業務収入	0
当年度期首資金残高	1

別紙 3 - 3

資金計画（試験勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	4,781
業務活動による支出	3,136
翌年度への繰越	1,645
資金収入	4,781
業務活動による収入	3,373
業務収入	3,365
その他収入	8
当年度期首資金残高	1,409

別紙3-4

資金計画（一般勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	9,269
業務活動による支出	3,970
投資活動による支出	2,993
翌年度への繰越	2,306
資金収入	9,269
業務活動による収入	3,979
運営費交付金による収入	3,876
業務収入	47
その他収入	57
投資活動による収入	2,991
当年度期首資金残高	2,299

別紙 3 - 5

資金計画（地域事業出資業務勘定）

（単位:百万円）

区別	金額
資金支出	24
翌年度への繰越	24
資金収入	24
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	24